

訴 状

平成17年12月12日

札幌地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 前 田 尚 一

〒●●●一●●●●

札幌市●●●●

原 告 ● ● ● ●

〒060-0061

札幌市中央区南1条西11丁目1番地 コンチネンタルビル9階

前田尚一法律事務所（送達場所）

上記原告訴訟代理人弁護士 前 田 尚 一

電 話 011-261-6234

FAX 011-261-6241

〒●●●一●●●●

東京都渋谷区●ビル

被 告 株 式 会 社 N C L

代表者代表取締役 ● ● ● ●

不当利得金返還等請求事件

訴訟物の価額 359万0920円

ちょう用印紙額 2万3000円

送達料

4000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、金359万0920円及びこれに対する本訴状送達の日
の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

第2 請求の原因

- 1 被告は、貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業法」という。）に基づく
貸金業の登録をしている貸金業者である。
- 2 被告は、札幌駅前支店（札幌市中央区●●）の取扱いで、遅くとも平成5年
9月27日から、原告に対し、利息につき利息制限法所定の制限利率を超過する
利率の約定で金銭を貸し渡し、原告はこれを弁済してきた。
- 3 平成5年9月27日からの当事者間の貸付け及び弁済の時期及び金額は、別表
のとおりであり、原告の被告に対する過払額は129万0920円となる。
- 4 経過は次のとおりである。

原告は、被告を含む6社の貸金業者等に対する債務の弁済に窮したため、平
成17年2月14日、当代理人に対し、任意整理を依頼した。

当代理人は、平成17年2月14日付けの「ご通知」と題する書面により、

被告に対して、原告の債務整理一切についての代理人となった旨を告げるとともに、被告に対する債務額を確定するために、債権成立の日（当初契約日又は貸付日）及び利息制限法に基づく債務残額の記入を求める所定の債権届のほか、債権証書及び利息制限法に従った弁済充当の計算書の送付を求めた（甲1の1・2）。

被告は、平成17年2月15日、原告代理人に対して、平成16年6月3日以降の12行の取引経過だけが記載されたわずか1枚の「金利計算書」と題する書面をファクシミリ送信してきたが（甲2の1・2）、原告代理人が、平成17年3月7日、それ以前から取引関係がある旨を伝えて取引開始日からの取引開示を求めたところ（甲3）、被告は、平成17年3月23日、平成15年7月9日以降の取引経過を記載した「支払明細一覧表」と題する2枚の書面をファクシミリ送信してきた（甲4の1・2）。

しかし、当事者間では遅くとも平成5年9月27日には取引が開始されていたことが明らかとなったことから（甲5の2）、原告代理人は、被告に対し、平成17年3月23、31日の二度に渡って、「ご連絡」と題する書面により、原告との過去の全取引経過を記載した書面の提出を求めた（甲5の1・2）。

これに対し、被告は、同月31日、開示の猶予を求めたうえ（甲6）、同年4月4日になって、平成5年9月27日以降の取引経過を記載した「支払明細一覧表」と題する9枚に及ぶ書面をようやくファクシミリにより送信してきた（甲7の1・2）。

なお、被告は、同年3月31日、同年4月4日ファクシミリ送信してきたいずれの書面にも、「43条主張します」との記載がある（甲6、甲7の1）。

上記の経過で、ようやく平成5年9月27日以降の取引経過が明らかとなり、原告の被告に対する過払額が129万0920円に及ぶことが判明したことが

ら、原告代理人は、平成17年4月18、26日の二度に渡って、129万0920円の返還を求めたが（甲8）、被告は、返還をしないことはもとより何らの連絡もしようとしないまま放置した。

そこで、原告代理人は、平成17年7月11日、被告が法的主張をするのであれば相応の対応をすべきことを求めたが（甲9）、翌12日、下記のとおり
の記載がある、時間を稼ぎ、あるいは原告側に面倒な作業を求めることにより
請求を断念させようと企図しているとしか考えようのない書面をファクシミリ
送信してきた（甲10）。

記

「債務者●●●●様のFAX確認しましたが 43条主張してます。ATM
利用時は明細がでます。●●様は必ず受け取っているの本人に確認してく
ださい。あと1,290,920円過払の金額の根拠が判りません。文章に
て説明下さい。」

そこで、原告代理人は、被告に対し、同月15日、下記のとおり、回答を求
めた（甲11）。

記

「いまどき、ATM利用時の明細のことを持ち出して、43条を主張されて
おり、とても驚いています。

それなりに考え得る法律的主張であれば、それなりに検討も致しますが、上
記のとおり、正直申し上げて、いまどきこのようなことをいう業者さんがい
らっしゃるとは信じがたいことです。

参考まで関連判例・裁判例をご送付致します。

顧問弁護士に相談されるか、財務局にでも問い合わせてみると宜しいかと思
います。

貴殿のいわんとするところをもし私が取り違えておれば、その旨をファックスしてください。

ただし、43条を主張されようとしている以上、裁判を踏まえてのことであろうかとも思いますが、いずれにしても、御社の主張・立証責任がある以上、まず主張を具体的に特定すると共に、証拠として裏付けを提示され、訴訟に耐えるレベルの対応をして下さい。

闇雲に43条を振りかざすのは、今時はやりませんし、時間の無駄です。長々とやっておりますので、本日中にご回答下さい。」

加えて、同日、同月17日、同月29日など数次に渡って、正当な対応をするよう喚起し続けたが（甲12～14）、被告は、これらを全て無視し続けた。

そして、原告代理人は、平成17年11月15日、被告に対し、内容証明郵便をもって最終警告したが（甲15の1・2）、被告は、全く無視する態度を堅持したままである。

債権者の内、被告を除く5社との間では、平成17年8月25日を最後にすべて和解が成立している。すなわち、過払いであった2社からはほぼ円滑に100万円を超える金額の回収が実現し、債務の残る他の3社については、上記回収額のうち4分の3程度の金額を支払って同3社の合計額すべての支払が完了している（なお、残債務があった3社のうち1社は、立替金分が多額であったため債務が残っていたものの、キャッシング分は過払いであった。）。

- 5 過払金の返還に係る紛争において当事者となる貸金業者は、常態として利息制限法所定の制限利息を超える約定で貸付けを繰り返し、一次的には違法な取引形態を継続して敢行しており、その例外となる貸金業法43条にいう「みなし弁済」が適用されるような措置を実施していることは希であるというのが実

情である。

貸金業者は、その保存している業務帳簿によって過払いの有無及び金額を把握することができ、且つ、来店か振込か、あるいはどのような書面を交付したか等の個々の取引態様も日常業務の一環として把握しているのであるから、「みなし弁済」が適用される実態をもったものであるかどうかも含め、紛争解決を求める債務者に対応するための、法的評価の対象となる事実関係の確定それ自体は、機械的且つ容易に行うことができ、物理的に必要な一定の時間的猶予さえあれば、債務者との交渉も、一義的定型的に対応できる立場にある。

すなわち、上記のような貸金業者は、第一次的に、法的トラブルの発生を孕んだ取引を定型的に繰り返しており、たとえ例外的に合法となる場合があるとしても、当該取引がそのような場合に当たるかどうかは、裁判所の判断を待つまでもなく、一義的に確定することができるのである。

それにもかかわらず、上記貸金業者が訴訟外における交渉を拒絶する態度は、偶発的に法的トラブルが発生する一般企業、あるいは、例えば損害保険会社のごとく、頻発する同種の法的トラブルへの対応を要する一定の企業が、個々のトラブルがそれぞれ具体的な事案として発生するがゆえに、個々の事案に即した適正、迅速な処理を求めるために、訴訟による解決を求めるよう対応をとる場合があるのとは、質的に全く異なることはいうまでもない。

このように、上記のような貸金業者が、取引の合法性・違法性は容易に判断できるにもかかわらず、交渉による解決を頑なに拒絶するのは、訴え提起に伴う煩雑さを避けるべく債務者あるいは委任を受けた弁護士が訴訟による解決を断念することを期待していることは明らかなことである。

ところで、最高裁判決において、貸金業者には、金銭消費貸借契約の付随義務として、取引履歴を開示する信義則上の義務があることが判示されたこと(最高裁平成17年7月19日第三小法廷判決・金法1753号41頁)に加え、

これを受けて金融監督庁が、事務ガイドラインの一部改正をしており、みなし弁済をめぐる紛争も含めて、貸金業者と債務者との間の貸付けに関する紛争の発生を未然に防止し又は生じた紛争を速やかに解決することが、法社会において明確に期待されているところである。

したがって、貸金業者は、債務者やその依頼を受けた弁護士が債務の整理への協力を求めたときには、徒に煩雑で面倒な状況に陥らせて正当な請求を断念させようとするのは到底許されず、正当な協力要請に応じたうえ誠実に交渉すべき義務を負うと解するべきであって、同義務を怠って債務者に損害を与えたときは、不法行為責任を負うと解するのが相当である。

そして、貸金業法43条にいう「みなし弁済」の成立については、最高裁判例や下級審裁判例は、極めて厳格な要件を課しているのが現状であり、最高裁判例はないが、ATMによる支払の場合についても、みなし弁済の成立を否定するのが下級審裁判例の主流であって、貸金業者は、みなし弁済の成立を主張するのであれば、実質を伴った主張をする必要がある。

なお、取引履歴の開示を拒絶するにせよ、形だけみなし弁済の成立を主張するにせよ、訴訟外の交渉を拒絶しようとする貸金業者の態様は、いわば当該企業全体、すなわち組織ぐるみでなされている。

例えば、過払事案において、貸金業者の内部の統括的部署が、取扱支店に対し、あたかも残債務を一方的に免除したとして扱い契約書原本を送り返すよう指示し、当該支店担当者がそのとおりに対応する例を紹介しておく（甲16の1・2）。

すなわち、当職がある債務者の代理人として甲1の1・2と同様の通知書及び債権届出用紙を某金融業者に送付したところ、同社の「リーガルサービスセンター」と称する部署が、取扱店ある同社札幌大通支店に、次の記述のある「F

A X送信案内」と題する書面（甲16の1）を送付し，過払案件の場合における弁護士に対する対応方法を，具体的に指示していた。

「今回添付いたしました契約番号●●●●－●●●●●●●●のTDR手続きを実施いたしました。つきましては，該当の顧客が示談登録されているか確認し，添付でFAXしたカバーレターと一緒に，翌営業日中に契約書を相手方代理人へ郵送にて返却してください。（相手方代理人には電話連絡等しないでください）」

同指示書面中にある「カバーレター」（甲16の2）には，次のような，明らかに法的に無意味な記述が敢えてなされており，現に，当職に送付されてきた。

「先般，当社は，お客様が当社（●●）に対して負担していらっしゃいます元本及びお利息（契約番号●●●●－●●●●●●●●）について，その全債務を免除するご提案を申し上げました。このご提案に対して，貴殿からもお客様からも，所定の期日までにご異議をいただきませんでしたので，貴殿およびお客様のご同意のもと，当該債務免除は効力を発生いたしました。従って本日当該契約書の原本をご返送致します・・・」

なお，このような組織ぐるみの対応がシステムティックに実行されていることが判明したのは，同支店担当者が，当職宛に甲16の2送付する際，誤って内部文書である甲16の1までもを送ってきたためである。

ちなみに，上記貸金業者は，前記の最高裁判決及び事務ガイドライン一部改正後，態度を改めており，現在にいたっても，前記4のような対応をする被告は時代錯誤も甚だしいというほかない。

- 6 上記3のとおり，被告は不当利得返還債務を負担していることに加えて，上記4のとおり，被告の一連の対応は，取引履歴の開示要求についても速やかに全取引を開示することなく，反応を見ながら段階的に応じるといふ，意図的に隠蔽し

ようとする対応をし続けた挙げ句、全面開示をせざるを得なくなるや、貸金業法43条の主張を形だけ行い、本来なすべき実質的な対応からは完全に逃避し、原告の正当な要請を無視し続けることによって、原告あるいは原告代理人の諦めを誘導しようとすることは、上記5の観点からして到底許されるべきものではない。

そして、そのために原告は早期適正な債務の整理を行うことができず、多大な精神的苦痛を被ったものであり、被告の対応は、最終的に過払金を返還する際に損害金を付加して支払えば足りる許容範囲を著しく逸脱しているというほかない。

かくして、原告は、上記のような被告の対応の結果、訴えの提起の手続をとることを余儀なくされたものであるが、かかる不当な対応が今後も繰り返されることは到底容認できるものではなく、かつ、一旦訴訟が提起されるや欠席判決に甘んずることによってことを済ませようとする安易な態度を封ずる必要があることも併せ考慮すると、原告の精神的苦痛を慰謝すべき慰謝料の金額は200万円を下らないというべきである。

7 原告は、上記のとおり、訴えの提起の手続をとることを余儀なくされたものであり、そのため弁護士に委任せざるを得ず、そのために要する弁護士費用のうち、30万円は相当因果関係の範囲内の損害と考えられる。

8 よって、原告らは、次のとおり請求する。

不当利得金返還請求権に基づき金129万0920円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金

損害賠償請求権（慰謝料分）に基づき金200万円及びこれに対する民法所定の年5分の割合による遅延損害金

損害賠償請求権（弁護士費用分）に基づき金30万円及びこれに対する民法所定の年5分の割合による遅延損害金

証 拠 方 法

甲 1 の 1 ・ 2	通知書及び債権届出用紙
甲 2 の 1 ・ 2	案内書及び金利計算書
甲 3	連絡書
甲 4 の 1 ・ 2	案内書及び支払明細一覧表
甲 5 の 1 ・ 2	連絡書及び融資明細書
甲 6	案内書
甲 7 の 1 ・ 2	案内書及び支払明細一覧表
甲 8	請求書
甲 9	連絡書
甲 1 0	案内書
甲 1 1	要請書
甲 1 2	要請書
甲 1 3	要請書
甲 1 4	要請書
甲 1 5 の 1 ・ 2	最終警告書及び郵便物配達証明書
甲 1 6 の 1 ・ 2	案内書及び通知書

附 属 書 類

1 訴状副本

1 通

2	甲1ないし16号証（写し）	各1通
3	資格証明書	1通
4	委任状	1通